

奄美市訓令 第1号

奄美市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を次のように定める。

令和5年3月20日

奄美市長 安田 壮平

奄美市PPP/PFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 本規程は、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対し良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等

- (6) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設，製造，改修，維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい，地域住民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本規程に基づき，公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって，多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを，自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。
- (9) 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）」
- (10) HAPPY市内プロジェクト会議 市内におけるPPP事業の活用方針の決定を行う会議
- (11) HAPPY市内プロジェクト会議タスクフォース 市内横断的にPPP/PFIの可能性を検討する部会  
(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
  - ア 公共施設等運営事業
  - イ 指定管理者制度
  - ウ 包括的民間委託
  - エ O方式（運営等Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計，建設又は製造及び運営等を担う手法
  - ア BOT方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate）
  - イ BOO方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer）

- ウ B00方式（建設Build-所有Own-運営等Operate）
  - エ DB方式（設計Design-建設Build）
  - オ DB0方式（設計Design-建設Build-運営等Operate）
  - カ R0方式（改修Rehabilitate-運営等Operate）
- （3） 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
- ア BT方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式）
  - イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度，特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）
- （4） その他官民連携の事業を担う手法  
（優先的検討の開始時期）

第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想，基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか，次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に，併せて優先的検討を行うものとする。

- （1） 奄美市公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき。
- （2） 市有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- （3） 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合  
（優先的検討の対象とする事業）

第5条 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- （1） 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設，製造又は改修を含むものに限る。）
- （2） 単年度の事業費が1千万円以上の公共施設の管理運営事業

2 前項各号の基準を満たさない場合でも，関係課の判断により，優

先的検討を行う必要があると判断した事業は、優先的検討の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

(1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

(3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第7条の簡易な検討又は第8条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、別に定めるPPP/PFI手法簡易定性評価調書及びPPP/PFI手法簡易定量評価調書により最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）をHAPPY市内プロジェクト会議タスクフォースにおいて検討するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度を採用する場合は、第7条の簡易な検討及び第8条の詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式では、第7条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施

(3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法では、第7条の簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施

(簡易な検討)

第7条 HAPPY市内プロジェクト会議タスクフォースの検討結果を総合的に判断し、採用手法の導入の適否をHAPPY市内プロジェクト会議において評価するものとする。第6条第1項において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について同様に評価するものとする。

(1) 民間の経験、ノウハウ等の活用余地がある事業か。

(2) PPP/PFI導入の定量的効果が見込まれる事業か。

(3) PPP/PFI導入の定性的効果が見込まれる事業か。

(4) 民間企業の参入が見込まれる事業か。

(5) PPP/PFIを導入する上で障害となる現行法制度上の制約等がないまたは少ない事業か。

(6) 民間事業者に任せることが適切である事業か。

2 市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする

る。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第8条 市は、HAPPY市内プロジェクト会議において必要と認める場合は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。